

**平成23年度包括外部監査  
「補助金等の執行状況について」  
指摘事項に対する進捗状況と取り組み**



**瑞 穂 市**

平成25年2月時点

# 各課の措置状況

平成25年2月現在

分類	担当課	結果					意見				
		合計	取り組み状況				合計	取り組み状況			
			措置済	改善進行中	不(未)措置	未着手		措置済	改善進行中	不(未)措置	未着手
補助金	総務課	17	12	5	0	0	7	2	1	4	0
	税務課	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	医療保険課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉生活課	13	4	7	2	0	7	2	2	3	0
	健康推進課	3	1	0	2	0	3	2	0	1	0
	都市開発課	2	2	0	0	0	3	2	1	0	0
	商工農政課	4	3	0	1	0	5	3	0	2	0
	環境課	5	5	0	0	0	10	3	2	5	0
	下水道課	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	学校教育課	11	6	2	3	0	0	0	0	0	0
	幼児支援課	4	2	1	1	0	2	0	2	0	0
	生涯学習課	14	11	2	1	0	2	1	0	1	0
	補助金合計	76	48	18	10	0	41	17	8	16	0
	補助金進捗割合		63%	24%	13%	0%		41%	20%	39%	0%
負担金	秘書広報課	2	0	0	2	0	2	1	0	1	0
	企画財政課	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
	総務課	4	4	0	0	0	3	2	0	1	0
	管財情報課	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
	市民課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	税務課	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	医療保険課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉生活課	10	7	1	2	0	2	0	0	2	0
	健康推進課	0	0	0	0	0	4	3	0	1	0
	都市開発課	15	13	0	2	0	2	2	0	0	0
	都市管理課	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0
	商工農政課	2	2	0	0	0	2	1	0	1	0
	環境課	6	5	1	0	0	1	1	0	0	0
	下水道課	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
	市民窓口課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員事務局	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0
	教育総務課	2	2	0	0	0	7	7	0	0	0
	給食センター	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校教育課	6	6	0	0	0	5	5	0	0	0
	幼児支援課	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
	生涯学習課	2	1	1	0	0	1	0	0	1	0
	図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	各担当課	7	7	0	0	0	1	1	0	0	0
	負担金合計	71	61	3	7	0	38	29	0	9	0
負担金進捗割合		86%	4%	10%	0%		76%	0%	24%	0%	
合計	147	109	21	17	0	79	46	8	25	0	
進捗割合		74%	14%	12%	0%		58%	10%	32%	0%	
H24年 8月 時点	補助金合計	76	32	36	8	0	41	13	12	16	0
	補助金進捗割合		42%	47%	11%	0%		32%	29%	39%	0%
	負担金合計	71	56	8	7	0	38	25	4	9	0
	負担金進捗割合		79%	11%	10%	0%		66%	11%	24%	0%
	合計	147	88	44	15	0	79	38	16	25	0
進捗割合		60%	30%	10%	0%		48%	20%	32%	0%	

※取り組み状況について

措置済…指摘事項に対し、対応が完了しているもの。

改善進行中…指摘事項に対し、現在対応中であるもの。

不(未)措置…指摘事項に対し、合理的な理由により対応しないもの。

未着手…指摘事項に対し、対応を全く行っていないもの。

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
<b>補助金</b>						
1	31-34	結果	<b>1 自治会活動振興交付金</b> (1) 手続の不備について 自治会への当該交付金は、交付要綱及び交付規則に則って適正に交付し、準拠しない場合は交付しないよう、厳格に対応すべきである。	措置済	自治会の事業報告等によりコミュニティ活動の内容を厳正に検証し、交付要綱に則って交付するよう対処している。	総務課
			(2) 補助対象事業の不明確性について 交付要綱で補助対象となる活動・事業を明確にし、目的適合性や公益性、有効性をしっかりと検証していく必要がある。	措置済	交付要綱で対象事業を位置づけるとともに各自治会予算書・決算書・事業計画・事業報告書等により事業内容を把握し目的適合性、公益性についての適正化に努める。	総務課
			(3) 交付金額算定根拠の不明確性について 交付要綱に補助対象事業及び算定基礎となる加入世帯数の定義を明記すべきである。	改善進行中	算定基礎を明確化するため、加入世帯数の定義を明記するとともに、名簿の提出を求める。	総務課
			(4) 補助金額と繰越金、積立金の妥当性について すべての自治会の会計報告、事業報告をもとに、繰越金、積立金の金額の妥当性、補助金がどのような支出に充てられているのかという支出内容の妥当性も含めて検証すべきであり、その上で、補助金額や交付要綱の見直し、さらには補助金の廃止を含めて検討すべきである。	措置済	自治会会計報告の提出を求め、市交付金の使途を検証し来年度から補助金見直しを行った。	総務課
2	34	意見	<b>1 自治会活動振興交付金</b> 瑞穂市における自治会の位置づけを明確にし、自治会への補助金等の支出を整理することによって、支出状況を透明にすることが望まれる。	改善進行中	交付金（補助金）を纏めて交付できるものを検討し、支払い状況を透明化する事に努める。	各担当課
3	35	結果	<b>2 自治会事務取扱交付金</b> 自治会への当該交付金は、交付規則に則って交付すべきである。	措置済	自治会の事業報告等によりコミュニティ活動の内容を厳正に検証し、交付要綱に沿って交付するよう対処している。	総務課
4	36	結果	<b>3 自治会連合会補助金</b> 補助金は十分削減の余地があり、支出のあり方を厳格にして見直し、補助目的に合わせて補助金の削減を行うべきである。	措置済	年に一度の情報交流会については昨年に引き続き負担金の一部を徴収し実施し経費削減に努めた。	総務課
5	37	結果	<b>4 自治会公民館補助金</b> 原則通り、申請書類は申請者が作成するよう徹底すべきである。	措置済	申請書類は申請者が記入作成することを徹底した。	総務課
6	37	意見	<b>4 自治会公民館補助金</b> 補助金の上限及び下限、再申請できるまでの期間を設けることが望ましい。	不(未)措置	補助対象が、地域集会施設（家屋）の新築、改築、増築等に限られ、また自治会においても3分の2の負担があることから、同一の自治会が頻繁に、地域集会施設（家屋）を新築、改築、増築等行なうことは考えにくいため、現状のままとする。	総務課
7	38-39	結果	<b>5 消防協会活動補助金</b> (1) 補助金額の見直しとチェック体制の必要性について 公金を原資とする補助金としては社会通念上不適切な支出があり、廃止を前提に見直すべきである。	改善進行中	消防協会の事業を見直し、効果的な補助金とするため検討する。	総務課
			(2) 繰越金の返還の必要性について 消防協会には、繰越金を必要とする理由はなく、繰越金が生じた場合には、返還を求めるべきである。	措置済	平成23年度決算から、不用額（残額）を市へ返還してもらった。	総務課
8	39-40	意見	<b>5 消防協会活動補助金</b> 補助金の支出がもっと効果的に防災につながるよう、これらの補助金の整理、再検討を行うことが望ましい。	改善進行中	補助金がより有効により活用できるよう検討する。	総務課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
9	40	意見	<b>6 樽見鉄道運営維持費補助金</b> 樽見鉄道の売上の増加が見込めない以上、瑞穂市は、早い段階で補助金の廃止を含め、関係3市2町から成る樽見鉄道連絡協議会で見直しを訴えていくことが望ましい。	不(未)措置	樽見鉄道への補助金については、平成24年度までの支出となっている。今後については、各首長による樽見鉄道連絡協議会において廃止も含めた協議が行われるため、そこでの判断を見守る必要がある。	総務課
10	41	結果	<b>7 交通安全協会補助金</b> (1) 算定根拠について 補助金の算定根拠を明確にすべきである。	改善進行中	近隣市町の状況を確認し、補助金の額が適正かどうかも含めて検討する。	総務課
			(2) 補助金の使途について 支出や繰越金など瑞穂支部の収支内容を精査して、補助金や会費の見直しを行うべきである。	措置済	平成23年度から補助金の繰越金については市に戻し入れた。	総務課
11	42	結果	<b>8 消防団員研修補助金</b> (1) 補助対象事業の公共性について 原資が税金であること、厳しい財政状況を考慮すれば、瑞穂市は消防団員の懇親・慰安旅行に毎期2,000千円を超える補助金を交付することについて見直すべきであり、廃止も含め補助金そのものの意義を再検討すべきである。	改善進行中	今後廃止する旨、消防団に伝えた。	総務課
			(2) 消防団分団の会計把握について 分団の口座に入る補助金は公金であるから、分団の会計処理がどうなっているのか、問題はないのか確認すべきである。	改善進行中	分団に支出している補助金(公金)については、問題がないかチェックを行う。その他についても適切な管理を行うよう引き続き指導を行っていく。	総務課
12	43	結果	<b>9 自治会消防器具整備事業補助金</b> (1) 履行確認について 申請件数が多いためすべての申請案件を現物確認することは難しいだろうが、申請時に写真等を添付させて確認し、少なくともある程度の件数は現物確認すべきである。	措置済	購入物品の写真を必ず添付することとし、現物についても、随時確認を行うこととした。	総務課
			(2) 補助金関係書類の作成について 自治会公民館補助金と同様、原則通り、申請書類は規則通り申請者が作成するよう徹底すべきである。	措置済	申請者に記入させるよう指導を行っている。	総務課
13	43	意見	<b>9 自治会消防器具整備事業補助金</b> (1) 補助金の上限等の設定について 再申請までの期間を設定することも、補助金の適切な交付には必要と思われる。	不(未)措置	補助対象物が防火・防災に関するものであり、常時必要とするものではないので、不要なものを購入して自治会費を支出することは、自治会員の了承は得られないと考える。よって、再申請の期間の設定は行わない。	総務課
			(2) 管理状況のチェックについて 管理状況等を自治会に任せきりにするのではなく、時にはチェックすることが望ましい。	措置済	補助金の見直しに伴い、補助物品を継続的に確認することにした。	総務課
			(3) 購入時の複数業者からの見積もり徴収の必要性について 事実上の公共調達であるから、複数の業者から見積もりを取るなどの指導を行うことが望ましい。	不(未)措置	補助金申請時に指導を行っている。	総務課
14	44	結果	<b>10 自主防災組織育成補助金</b> 自治会公民館補助金と同様、原則通り、申請書類は申請者が作成するよう徹底すべきである。	措置済	申請者に記入させるよう指導を行っている。	総務課
15	45	結果	<b>11 女性防火クラブ補助金</b> 支出内容についても報告を受け、社会通念上妥当とされる範囲以上の飲食があれば、補助金の廃止を含め、見直しが必要である。	措置済	クラブ活動がより地域に効果をもたらすよう、指導を行っている。	総務課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
16	45	意見	<b>1 1 女性防火クラブ補助金</b> 女性防火クラブとしての独自の活動が少ないことも考えれば、一度終期を設定し、連絡協議会の存在意義など、交付の必要性等を検討することが望ましい。	措置済	指導した結果、平成24年度から新規事業を開始し、独自の事業についても引き続き実施していくため、補助の必要性については問題ないと認識している。	総務課
17	46	結果	<b>1 2 たばこ販売促進事業等補助金</b> 近隣市町村で交付していない所もあることから、終期を一度設定し、再度交付の必要性、目的、対象事業等を検討する必要がある。	措置済	平成20年度において補助額を半額とし、22年度において3万円の減額を協議・実施した。 24年度において、25年度までは、現状を維持するものの26年度以降3万円づつ減額し、28年度を以て補助を廃止する旨の方針を双方で確認した。	税務課
18	47	結果	<b>1 3 青色申告会補助金</b> 近隣市町村で交付していない所もあることから、終期を一度設定し、再度交付の必要性、目的、対象事業等を検討する必要がある。	改善進行中	平成24、25年度は現状を維持するものの26年度以降は減額、将来的な廃止について予定である旨を通知した。25年度中に社会情勢を鑑み再度話し合いを行う事で合意した。	税務課
19	48	結果	<b>1 4 人間ドック助成金</b> 当補助金を広く市民に広報し、補助金交付の目的や必要性を市民に周知徹底させ、市民からの交付申請を増やしていくべきである。	措置済	広報みずほ及びホームページで申込方法等を周知した。ホームページから人間ドック助成金の申込書、請求書、問診表などをダウンロードできるよう改善し、申込がしやすい環境を整えた。	医療保険課
20	49	結果	<b>1 5 市遺族連合会補助金</b> 今後は補助金減額の検討や終期設定も必要となる可能性が出てくるため、実態にあった補助対象事業の検証が必要である。	措置済	遺族会の存続は必要であるが、各地区の活動の精査をしていく必要がある。平成24年5月役員会において、地区への再配分会計及び繰越金の明確化をするように指導した。	福祉生活課
21	50-51	結果	<b>1 6 もとす広域保護区保護司会瑞穂支部補助金</b> 市長が認める経緯として、チェックシート等判断過程が明確になるものを作成したり、金額規模も一定水準以下となるようにし、余分な補助金の交付を抑えていく必要がある。	改善進行中	保護司活動の援助は必要であるが、もとす広域全体での取り組みのため、現在、協議中である。	福祉生活課
22	52	結果	<b>1 7 瑞穂市身体障害者福祉協会補助金</b> 瑞穂市の補助金等の適正化方針からすれば、明確な算定根拠がないもので過去を踏襲し、ここ数年見直されていない補助金については、早急に見直すべきであり、団体の事業内容、財政状態に見合った交付額となるよう団体と協議する必要がある。 また、経費内容を精査し、本当に補助すべき事業は何かを公平性の立場から明らかにし、補助金を決定していく必要がある。	改善進行中	経費を精査し、補助すべき事業を選定し、算出根拠を明らかにするよう検討する。	福祉生活課
23	53	意見	<b>1 8 通所サービス利用促進事業補助金</b> 岐阜県内でサービスが受けられなくて困っている障がい者に対しては有用な制度であるため、関係機関と連携してPR活動を行うことが望まれる。	不(未)措置	基金事業として行われてきたが、平成24年4月から障害福祉サービスの報酬改定により、送迎加算として新設され、報酬内で対応することとなったため、通所サービス利用促進事業は廃止となった。	福祉生活課



整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
24	54	意見	<b>19 重度障がい者処遇向上費補助金</b> 補助金等の適正化方針に従い、財政状況に見合った適切な単価を設定するよう、予算策定時から定期的に見直して行くことが望まれる。	不(未)措置	旧支援費制度の補助制度であったが、自立支援法へ移行済となったため、平成24年度より給付費の報酬で対応することとなり、廃止となった。	福祉生活課
25	57	結果	<b>20 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会運営事業補助金</b> 瑞穂市と社協は社会福祉事業に関する今後の役割を再度協議し、瑞穂市全体としての社会福祉事業と財政の最適化を共通目的としていく必要がある。	措置済	市は社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会に事業の見直しを含めた意見を述べた。社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会も事業の見直しを検討した。	福祉生活課
26	57-58	意見	<b>20 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会運営事業補助金</b> (1) 平成21年度職員給与体系改正について 社協のPersonnel費支出は、補助金、委託料といった形で瑞穂市の財政に跳ね返ってくることから、給与規程の改正については、より一層慎重な協議の上で対応していきことが望まれる。	措置済	平成21年度は、給料表を変更したが、今後給与規程の改正は、市と慎重な協議のうえ、進めるように指導した。	福祉生活課
			(2) 社協が行う事業について 地域や住民のニーズの把握に努め、特に介護保険事業における民間サービスの動向を踏まえた地域福祉の推進役である社協の存在意義を明確にするとともに、瑞穂市の財政状況も十分に考慮した上で、瑞穂市と協議しながら事業の選定を行うことが望まれる。	改善進行中	市は社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会に事業の見直しを含めた意見を述べた。社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会も事業の見直しを検討した。今後、さらにデイサービスを中心とした介護保険事業についてパブリックコメントを実施するように検討中である。	福祉生活課
27	59-60	結果	<b>21 高齢者能力活用協会補助金</b> (1) 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターの運営について シルバー人材センターを監督・命令をすることができる岐阜県と連携して早期の問題解消を図るべきである。	改善進行中	シルバー人材センターの運営等については、改善するように指導中である。	福祉生活課
			(2) 平成22年度の補助金の交付について 平成22年度の補助金について交付規則第12条及び第13条の適用の可否について検証すべきである。	措置済	センターの運営、機能強化及び自主的運営基盤の確立のために運営を補助する目的から事務員Personnel費相当分と考え、交付したものである。	福祉生活課
28	60	意見	<b>21 高齢者能力活用協会補助金</b> 法人が、今後さらに仕事の受注を拡大し、団体への加入者数を増加させ、法人が独自の資力により運営できる体制・仕組みを構築できるよう一層の指導・監督が行われることが望まれる。	改善進行中	シルバー人材センターの運営等については、改善するように指導中である。	福祉生活課
29	61	結果	<b>22 日常生活用品助成事業補助金</b> (1) 補助金の額について 社会情勢(物価変動)、財政状況等を考慮しながら支給限度額を定期的に見直すべきである。	措置済	他市町の動向を見つつ、当市の財政状況を鑑み、定期的にチェックし見直すべき時は見直す。平成23年度に21市調査した結果、妥当と判断した。	福祉生活課
			(2) 期限後の申請書の取扱いについて 要綱第7条の趣旨を明確にするためにも遅延した場合の取扱いについて他の補助金の要綱との整合性を考慮しながら明確に記載すべきである。	改善進行中	早急に行うことは混乱を招くので、対象者には周知期間を含め改正することを検討する。	福祉生活課
30	61	意見	<b>22 日常生活用品助成事業補助金</b> 当該補助金を世帯等の所得に応じた限度額等に変更することについて検討が望まれる。	不(未)措置	家族の経済的負担の軽減及び介護者家族の慰労を目的としているため、全員に平等に補助する方法で考える。	福祉生活課
31	62	結果	<b>23 居宅介護者介護慰労事業助成金</b> 各補助金の期限後申請の取扱いについて検討し、規則の変更が必要であれば是正すべきである。	改善進行中	日常生活用品助成事業等との関係もあり、規則の変更を検討する。	福祉生活課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
32	63	共通意見	<b>2 4 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び特別養護老人ホーム建設補助金</b> 瑞穂市として説明責任を果たすことができる十分なチェック機能を有しているのか、検討することが望まれる。	措置済	建設補助金については、もとす広域連合第4期介護保険事業計画に基づく建設計画である。しかし、市で建設補助金を交付しとともに建設完了検査等を実施している。平成24年6月に2市1町の首長名で管内4施設に対して入所者割合を70%とするよう要望した。	福祉生活課
33	64	結果	<b>2 5 老人クラブ連合会補助金</b> 老人クラブ連合会及び単位クラブが担うべき役割、瑞穂市の財政状況、高齢化社会が進む社会情勢等を考慮しながら、定期的に算定根拠については見直す必要がある。	改善進行中	今年度、連合会は、次年度に向けて会費や事業の見直しをし、総予算を約90万円減額できるように検討している。将来的には減額できるように見直し、算出根拠を明確にできるように検討する。	福祉生活課
34	65	結果	<b>2 6 敬老会助成金</b> (1) 補助金の使途について 各自治会の補助金の使用実態を明らかにするために、収支計算書の作成、又は領収書への支出内容の記載を義務付けることを検討すべきである。	不(未)措置	平成23年度より、実施済である。	福祉生活課
			(2) 補助金支給額の算定間違いについて 申請書の記載金額の間違いを見落としがないように、提出する名簿の様式を要綱において定めるなどは正措置を講じるべきである。	不(未)措置	申請書、請求書の記載見本等を添付し、提出時のチェックリストを作成し、間違いがないようにダブルチェックするように変更している。	福祉生活課
			(3) 敬老会を開催しない自治会について ふさわしい行事等を実施しない自治会への補助金の交付を廃止することも検討しなければならないが、補助金の趣旨を十分踏まえ、老人が自らの生活向上に努める意欲を高めることにつながる行事等が催されるよう瑞穂市はより一層尽力すべきである。	改善進行中	平成24年度は、敬老会実施自治会が前年度より2団体増えた。未実施の自治体6団体については、さらに自治会総会などで実施してもらえるように依頼していく。	福祉生活課
35	66	結果	<b>2 7 特定不妊治療費助成金</b> (1) 所得制限について 瑞穂市の所得水準を階層的に把握し、出せる予算と比較して所得制限の金額を検討し、独自の所得制限を定めるべきである。	不(未)措置	県内21市で、所得制限を設けていないのは3市あり、730万円の所得制限を設けているのが13市あり、助成制度を実施していないのが5市であった。国・県・各市の所得基準と財政とを比較し、他市並みとして今までどおりとする。	健康推進課
			(2) 広報について (1) で指摘した独自の所得制限を設定するとともに、広報活動を積極的に行うべきである。	措置済	毎年、広報紙・ホームページに掲載して、広報活動を行なっている。 また、近隣の産婦人科の医療機関にチラシを置いてもらい助成制度の周知を行なった。	健康推進課
36	66	意見	<b>2 7 特定不妊治療費助成金</b> 出生した子ども達が転出しないように、政策の充実が期待される。	措置済	限られた財源の中でも、魅力的な政策を打ち出せるよう、今後も各課が連携して調整していく。	各担当課
37	67	意見	<b>2 8 妊婦健康診査助成金</b> 過年度の執行状況を踏まえ、予算との差異分析を毎期実施し予算積算することが望まれる。	措置済	平成22年度の執行率は46.3%であったが、平成23年度は97.2%である。1人14回の健診を受けることができるが、後半以降の受診回数が減少するため、抑えて予算積算している。健診受診回数には個人差があるが、今後も実績により近い予算額を見込むように努める。	健康推進課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
38	68	意見	<b>29 新生児聴覚検査助成金</b> 早期発見・早期治療により健やかに子どもが成長できるよう各医療機関と連携し、医師の指導により、保護者に対する検査の周知徹底と意識改革が望まれる。	不(未)措置	母子健康手帳交付時や出生時の面接において、聴力の成長発達に及ぼす影響や検査の必要性について周知を図っている。毎年、広報紙・ホームページに掲載して、広報活動を行なっている。 また、平成21年度から実施した事業で、各医療機関での検査も徐々に定着してきている。	健康推進課
39	68	結果	<b>30 女性特有のがん検診費助成金</b> 補助対象となるケースを定め、担当者によって判断が異なることがないようにすべきである。	不(未)措置	この事業は、国の施策により、平成21年度に入ってから急遽導入することになった。短期間であったため、要綱と実施とにずれが生じ助成制度の周知ができなかったが、その後は、要綱に沿って適正に実施している。	健康推進課
40	69	共通意見	<b>31 二次・三次予防接種料助成金及びインフルエンザ予防接種補助金</b> 過去の実績に基づき、できる限り適切な水準となるよう每期予算を検討することが望まれる。	措置済	二次・三次予防接種料助成金の平成22年度の執行率は46.4%であったが、平成23年度は93%である。低出生体重児等の出生の動向も含め、今後も実績により近い予算額を見込むように努める。	健康推進課
41	71	共通結果	<b>32 建築物耐震診断費補助金及び木造住宅耐震補強工事費補助金</b> 予算計上から執行へと適切な手続きを経て行われるよう徹底すべきである。	措置済	平成24年度予算では適切に計上した。	都市開発課
42	71-72	共通意見	<b>32 建築物耐震診断費補助金及び木造住宅耐震補強工事費補助金</b> (1) 補助金の有効活用について 震災等の恐怖から住民の命を守るという公益上より必要とされ、有効かつ有用な補助金としての使い方ができるよう、PR活動などを通じて市民に補助金の存在についてさらに理解して頂けるよう取り組むことが望ましい。	改善進行中	広報紙によるPRを平成24年4月、5月、9月、平成25年1月の4回行った。今後もPRに努める。 木造住宅耐震診断を行った方を対象としてアンケート調査を平成25年3月に実施する予定である。耐震補強工事に至っていない理由を把握したうえで工事の実施につながるようPRに努める。	都市開発課
			(2) 提出書類の検討について 耐震補強工事については工事写真の提出を求めていることから、耐震診断事業についても報告書の提出書類の一つとして必要か否かを検討することが望ましい。	措置済	耐震診断事業は平成20年度までの診断費一部補助から、平成21年度より無料診断に移行、現在、市と岐阜県建築士事務所協会との委託契約により耐震相談士の派遣を行っている。その委託契約の仕様書には、日本建築防災協会のマニュアルに従って診断結果報告書の作成の中で写真添付を求めていることから、必要書類として提出させる。	都市開発課
43	73	共通結果	<b>33 アスベスト調査費用助成金及びアスベスト除去等費用助成金</b> 瑞穂市内にアスベストを使った住宅及び建築物が多ければ、更なる広報活動等に力を入れるべきであろうし、逆に少ないようならば、思い切って終期を設定することも選択肢の一つとして考えるべきである。	措置済	広報紙によるPRに努めている。 国の補助事業終了に合わせて、市の補助も終了する。	都市開発課
44	73	共通意見	<b>33 アスベスト調査費用助成金及びアスベスト除去等費用助成金</b> 木造住宅耐震関係補助金と同じような方法を検討する等、公益上より必要とされ、有効かつ有用な補助金としての使い方ができるようチェックすることが望まれる。	措置済	耐震診断を行う取り纏め機関と同等の機関がないため、同じような方法は困難なので、広報紙によるPRに努めている。	都市開発課



整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
45	74-75	結果	<b>3 4 協定防除実施補助金</b> 補助金交付対象側との綿密な情報交換をして、適正な予算計上に努めるべきである。	措置済	農事改良組合長会にて、近隣住宅等への影響を考慮してより影響の少ない液剤から粒剤への切り替えを依頼した。 農業者に対し、チラシ等による粒剤への切り替えの啓発を行った。 粒剤使用の機械が普及されていないこともあり、今後も引き続き啓発活動を行っていく。	商工農政課
46	75	意見	<b>3 4 協定防除実施補助金</b> 当該事業に対する住民（非農家）の意見・苦情等、事業実施に対する双方の状況についても瑞穂市側で把握していくことが望まれる。	措置済	市民からの意見・苦情には常時対応している。今年度より、実施期間中は適宜巡回を行い状況確認を行っている。	商工農政課
47	76	結果	<b>3 5 瑞穂市農業振興会補助金</b> 補助金の支出そのものが公益上本当に妥当かどうか、補助金の廃止や補助金額の減額など早急に根本的な見直しをすべきである。また、農業振興会事務局と今まで以上の密な連携を図って各加入者の実際の活動状況報告を取り寄せて確認をすべきである。	不（未）措置	全ての下部団体の総会に参加し事業報告及び計画に携わっている。繰越金に関しては、全ての総会が終了し補助申請するまでの運転資金程度を繰り越している。A振興会の繰越金は果実選果場の修繕費の積み立て資金としても対応している。また、加入者に関しては団体よりノウハウを取得し、品質の統一を行う事を目的としているため、個々の活動報告書は不要と判断した。	商工農政課
48	77	意見	<b>3 6 農業近代化資金利子補給</b> 当該補助金支出の必要性が薄く制度そのもののあり方について今一度検討しなければならないのではないかと思う。今後も継続していくと考えるならば、改善に意欲のある担い手に積極的に活用されるよう、また、融資機関と連携して当該補助金の存在をより理解してもらえようなPR活動に力を入れることが望まれる。	措置済	農業振興には必要な事業であり、金融機関と連携を密にすることは元より、県の農業普及課とも連携をとり農業者への啓発を行っている。また、地域の農業リーダーである農業委員に対して資金制度の内容を理解してもらい農業者からの相談に対応している。	商工農政課
49	78	意見	<b>3 7 学校給食地産地消推進事業補助金</b> 県と定期的な情報交換を行って交付単価の適正化など活動状況の把握に努めることが望ましい。また、学校関係者やPTAとも連携をして、配布物の紙面の工夫やより有効的なPR活動についても力を入れることが望ましい。	不（未）措置	より現実に即した交付単価の設定を県に依頼済である。また、県（栄養教諭、普及員）、JA（支店長、担当者、プランナー）、野菜農業者代表、瑞穂市職員と年3回の調整会議を行っている。また、各学校児童による瑞穂市産給食の発表会や保護者への試食会等による家庭教育学級等を開催している。	商工農政課
50	79	意見	<b>3 8 飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金</b> 貴重な農業に担い手である同組合の必要性も鑑み、より一層の制度普及に向けたPR活動に注力することが望ましい。	不（未）措置	県の補助事業であり、県のホームページにてPRされている。市としては、農業者の相談時に内容に応じ補助内容の説明を行っている。	商工農政課
51	81	結果	(1) 事業実施報告内容の記載不備について 今後の課題や各部会の会員へのフォロー体制など、この事業を通じた今後の取り組み方についても報告を求めるべきである。	措置済	事業計画の段階から市と内容の協議を行い、各部会との関わりをもつ。 実施事業については、詳細な事業報告書の提出を指導済である。	商工農政課
			(2) 相互情報交換不足について 商工会の財政状態や収支状況についての更なる情報交換を行って、小規模事業者の指導事業及び商工業者の振興と安定に寄与できる商工会活動について再考すべきである。	措置済	今まで以上に商工会と市担当職員の連絡を密にし、補助事業状況報告書提出時に、事業の進捗状況だけでなく状況によって計画変更も含めた協議を行っている。	商工農政課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
52	81-82	意見	<b>3 9 商工会活動補助金</b> 商工会経理の特色として、予算会計方式の貫徹が要求されているので、今一度この点を再認識して、「はじめに補助金ありき」ではなく「より事業効果を重視する」体制へと改善していけるよう注視していくことが望ましい。	措置済	補助金の交付を四半期ごとに分け、その都度年度計画の進捗状況を確認し協議を行っている。平成25年度予算に関しても計画の説明だけでなく、一歩踏み込んで実現性のあるものに絞込み補助事業費に反映した。	商工農政課
53	82	結果	<b>4 0 ごみ集積場設置補助金</b> 報告書の提出が遅れることがないように、計画実施状況の確認手を徹底することが必要である。	措置済	平成24年4月の自治会長連合会総会及び廃棄物減量等推進員連絡会議で申請手続きの詳細説明を行った。	環境課
54	82-83	意見	<b>4 0 ごみ集積場設置補助金</b> 要綱第4条により、補助金の限度額は「一律100千円」とされているが、瑞穂市の財政に限りある以上、補助金限度額の再検討することが望ましい。	不(未)措置	ごみ集積場設置には、1基あたりおよそ30万円はかかる。そういった状況の中で限度額が10万円というのは、補助率が最大3分の1ということであり、妥当な金額である。	環境課
55	83-84	結果	<b>4 1 住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金</b> 条件適合しないと判断すれば、市長は条件適合の指示を出し、受給者がこれに従わなければ、補助事業を取り消し返還を命ずるべきである。	措置済	条件適合しないものは却下している。(交付決定をしていない。)	環境課
56	84	意見	<b>4 1 住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金</b> (1) 必要性の検討について 費用対効果の観点からは、財政状況を勘案しても特に支出が必要かは疑問が残るところであり、「公益上特に必要があると認められる場合」といえるかどうかを検討することが望ましい。	不(未)措置	自然エネルギーへの転換という大義がある。それが「必要性」ということになり、廃止することは難しい。ただし、平成24年度からは財政状況を勘案して国の基準に合わせ補助基準を下げている。	環境課
			(2) 金額限定の検討について 予定件数を限定し先着順あるいは抽選にし、金額の限定を検討することが望ましい。	不(未)措置	先着順や抽選という方法は、経済対策ならば行ってもよいが、環境施策としては主旨の面から不公平感を残すだけであるので、金額の限定は行わない。	環境課
			(3) 瑞穂市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱第3条第4項の存在 第3条4項を削除するか否かを検討することが望ましい。	不(未)措置	下水道整備区域内での接続は市の最重要施策の一つであり、この補助金が全て一般財源である以上、環境施策との整合性からも本項の規定は存続させる。	環境課
57	85	結果	<b>4 2 資源類集団分別回収報奨金</b> 申請団体の誤りがあったが、申請書の提出の段階で確認すれば発見できるものであり、適切な団体名に訂正させるべきである。	措置済	平成24年度より、申請段階での指導を厳格に行っている。	環境課
58	85-86	意見	<b>4 2 資源類集団分別回収報奨金</b> (1) 交付団体の登録制の導入 交付団体の登録制度の導入を検討することが望ましい。	措置済	要綱を改正し、まず交付団体を限定した上で、登録制とした。	環境課
			(2) 交付団体の見直しについて (1)で述べたとおり、交付団体を登録制にすることで不正の可能性を減少させるとともに、要綱上の交付団体の見直しを図ることを検討することが望ましい。	措置済	(1)のとおり見直しを行った。	環境課
			(3) 基準の妥当性の検討について 財政に限りがある以上、現在の基準が妥当かを検討することが望ましい。	不(未)措置	1団体あたりの補助金額は多くても数万円程度であり、美化やリサイクルの意識向上を考えれば、廃品回収を行う市民団体への補助のあり方としての現在の方法は妥当である。	環境課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
59	86-87	結果	<b>4 3 生ごみ処理容器購入補助金</b> (1) 書類の誤りについて 「瑞穂市生ゴミ処理容器購入補助金交付要綱第4条の2に基づき通知」との記載ある書類が存在していたが、第4条第2項の誤りであり、正確に記載すべきである。	措置済	正しい様式に改めた。	環境課
			(2) 領収証について 不正受給のないように、宛名のない領収証が提出された場合には、宛名のある領収証の再提出を求めるか、提出なき場合は交付しないこととすべきである。	措置済	申請時に厳格に確認を行うこととした。	環境課
60	87	意見	<b>4 3 生ごみ処理容器購入補助金</b> (1) 補助金対象の見直しについて 財政状況を勘案し「特に」必要であるかは効果との関連から再検討することが望ましい。また、対象を限定することも検討に値すると思われる。	改善進行中	申請件数は、年間20件から30件程度であり、世帯総数からみた普及率は伸びていないのが現状である。したがって、平成25年度に廃棄物減量等推進審議会を開催して「一般廃棄物処理基本計画」の改定を予定しており、その審議会において、制度の廃止を含めて補助金のあり方を検討する。	環境課
			(2) 利用の促進について 執行率が低く原因の分析が必要であり、改善する余地がないか検討することが望ましい。	改善進行中	申請件数は、年間20件から30件程度であり、世帯総数からみた普及率は伸びていないのが現状である。したがって、平成25年度に廃棄物減量等推進審議会を開催して「一般廃棄物処理基本計画」の改定を予定しており、その審議会において、制度の廃止を含めて補助金のあり方を検討する。	環境課
61	87-88	意見	<b>4 4 浄化槽設置整備事業補助金</b> 限度額の見直しも検討材料の一つであると考ええる。	措置済	平成24年4月1日より50人槽等の限度額を下げる見直しを行った。	環境課
62	88	意見	<b>4 5 排水設備等改造助成金</b> 本規則に定めない事項について、補助金交付規則の適用があるのか否か不明確であるり、整理されることが望ましい。	措置済	補助金交付規則の改正を行い、各補助金規則との関係性を明確にした。	下水道課
63	89	意見	<b>4 6 排水設備借入利子補給</b> 本規則に定めない事項に、補助金交付規則の適用があるか不明確であり、整理されることが望ましい。	措置済	補助金交付規則の改正を行い、各補助金規則との関係性を明確にした。	下水道課
64	90	結果	<b>4 7 魅力ある学校づくり推進事業補助金</b> 算定基準の作成や効果測定の実施など、各学校間の公平性を保つような改善をする必要がある。また、交付要綱等をホームページに掲載する場合には誤記載がないように細心の注意を払う必要がある。	措置済	交付要綱の金額誤記載は、早々に訂正した。各学校への補助金額決定については、年度末に事業の報告を求め効果測定を行っている。事業計画については、年度末に校長とのヒアリングを行い、事業内容に応じた予算査定を行うこととした。	学校教育課
65	91	結果	<b>4 8 小中学校特別支援学級補助金</b> できるだけ各学校の事業内容を統一し、その内容を精査するなど、対象経費についても公平性や適正性を確保する必要がある。	不(未)措置	特別支援教育に該当する児童生徒は、個々に障がいの程度、様態が異なるため、事業内容を統一することでの弊害が大きい。各校の内容を精査し、説明責任を果たすよう求めることとした。	学校教育課
66	92	結果	<b>4 9 教職員研修事業補助金</b> 学校間の公平性を保つためにも、研修内容を統一すべきである。また、当補助金の必要性(縮小及び廃止)については再検討する必要がある。	措置済	平成25年度より廃止とした。	学校教育課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
67	93-94	結果	<b>50 PTA緊急情報配信事業補助金</b> 「最小の経費で最大の効果」ということから考えれば、限度額をもっとも小額だったPTAの金額に近づける必要がある。また、契約方法の変更による負担（金銭的なもの及び事務的なもの）の軽減について検討することも必要である。なお、メール配信と直接関係のないアンケートオプションなどの付随費用まで補助の対象とする合理的な理由はなく見直しが必要である。	改善進行中	平成25年度より補助額については、メール配信のみとし付随費用（アンケートオプション）については補助対象外とする。また市でメール配信業者を一元化できないか検討中である。	学校教育課
68	94-95	結果	<b>51 小中学校児童生徒指導補助金</b> 少なくとも、学校と関係のある内部の者だけでの履行確認ではなく、学校とは関係のない外部の者を含めた履行確認ができるように体制を整えるべきである。また、旅費を日当として支払うのであれば、対象経費の見直しをする必要がある。	措置済	平成25年度より廃止とした。	学校教育課
69	96	結果	<b>52 中学進路指導補助金</b> 当補助金の必要性（縮小及び廃止）については再検討する必要がある。履行確認の件については、小中学校児童生徒指導補助金の結果と同様である。	措置済	学校より、ほとんどが県費で対応できるという回答をいただいたので、次年度より廃止する。	学校教育課
70	96-97	結果	<b>53 中学校選手派遣補助金</b> 交付基準については見直しを検討する必要がある。履行確認の件については、小中学校児童生徒指導補助金の結果と同様である。	措置済	引率者については、大会申込み書がある場合についてはその写し、ない場合は学校長の証明書を添付することとする。	学校教育課
71	98	結果	<b>54 学校保健会補助金</b> 効果測定をするためにも、岐阜県学校保健会からの実績報告等を受ける必要がある。	措置済	事業の成果、詳細な会計報告等の提出を依頼した。	学校教育課
72	98	結果	<b>55 中学校校外活動補助金</b> 事前調査の人数等は県費で対応できる範囲内にとどめる必要がある。	不（未）措置	生徒のより安全な校外活動を計画するために、必要な経費と考えているため、補助は継続したい。補助の申請があった段階で、教育委員会で十分な聞き取りを行うこととする。	学校教育課
73	99-100	結果	<b>56 岐阜県朝鮮学園補助金</b> 今後も継続して支払うというのであれば、交付目的について確認するとともに、公益上の必要性を明確にしておく必要がある。	改善進行中	国の動向を注視し検討を行う。	学校教育課
74	100-101	結果	<b>57 私立幼稚園就園奨励費補助金</b> 職員が当補助金に関する事務手続に要する時間は合計で3週間程度と非常に多く、こうした事務負担も考慮に入れつつ、補助金の額や継続についてを定期的に検討していく必要がある。	不（未）措置	国の補助もあり、保護者の教育のニーズは多様化しているため就園奨励費の継続は行っていく予定である。補助金の額については今後検討していく必要がある。	学校教育課



整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
75	101-102	結果	<b>5 8 認可外保育所入所者補助金</b> (1) 収支決算書について 収支決算書の記載について指導するべきである。	措置済	収支決算書に、単位年度の全収入及び支出、かつ、前期繰越収支差額及び次期繰越収支差額の記載をするよう指導し、改善することとする。	幼児支援課
			(2) 補助金について 各認可外保育所の運営状況を把握し、公益上特に必要と認められるものと判断しているのか、また、事業の公益性が保たれていると判断することが妥当であるのか検討すべきである。	不置 (未) 措置	各認可外保育所の運営状況については、補助金がなければ赤字となる保育所が多く、昨年度2施設が閉鎖するなど、大変厳しいものとなっている。また、瑞穂市では待機児童が発生することがあるため、認可保育所を補完する施設として、公益上特に必要であると考え。今後も、各認可外保育所の運営状況及び待機児童数に注視しながら、補助金の運用を行うことを考えている。	幼児支援課
76	103	結果	<b>5 9 私立保育所補助金及び広域入所障害児保育事業補助金</b> 利息の問題が生じないようにその支払方法及び支払時期については検討すべきである。	措置済	私立保育所補助金については、毎月払いを行っている保育所運営費補助金と概算前払いを行っている事業費（一時預かり事業、地域活動事業、延長保育事業、地域子育て支援センター事業）補助金がある。 概算前払いを行っている補助金の支払いは、事業年度の後半（10月以降）に交付するよう、事務を見直した。	幼児支援課
77	103	意見	<b>5 9 私立保育所補助金及び広域入所障害児保育事業補助金</b> (1) 事業の選別について 瑞穂市民が望む保育が実施されるために補助金が交付されるように、より一層検討していくことが望まれる。	改善進行中	地域活動事業費補助金については、項目を削除するよう瑞穂市私立保育所補助金交付要綱を改正する方向で検討する。 補助事業の選別については、保育環境等の状況を踏まえながら、補助金交付要綱の改正も含め、今後も継続して検討することとする。	幼児支援課
			(2) 補助金の額について 算定の方法・方針については内規等において明記することが望まれる。	改善進行中	運営費補助金の算定の方法・方針の変更については、市長決裁文書において決定し、その内容を文書に明記した。平成24年度予算を補正するよう要求した。 地域活動事業費補助金については、平成24年度予算を0に減額するよう要求した。 補助金の額の算定の方法について、具体的に明記するよう瑞穂市私立保育所補助金交付要綱を改正する方向で検討する。	幼児支援課
78	104-105	結果	<b>6 0 保育所建設補助金</b> 交付規則と要綱について整理をし、要綱の不要な条項については削除すべきである。	改善進行中	市全体の指針により瑞穂市補助金交付規則を改正することとし、瑞穂市補助金交付規則の一部を改正する規則を平成24年11月12日公布した（平成25年4月1日施行）。 要綱については、今後も継続して見直しを行い、要綱を改正する方向で検討する。	幼児支援課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
79	106	結果	<b>6 1 文化協会補助金</b> 文化協会全体の活動報告書を精査するだけでなく、各クラブ・サークルの事業報告書を詳細に報告してもらうなどして、各クラブ・サークル自身が市民にとって本当に有益な活動を行っているかどうかを検証していくべきである。次に事業の更なる充実を図り会員を拡充させ自主財源を確保する手立てを検討すべきである。	措置済	クラブ・サークル会員の高齢化、新規会員の獲得等の課題はあるが、各クラブ・サークルとも、年間の活動計画に沿って自主的かつ積極的に活動している。各クラブへの補助については、実績に基づいた補助であり、クラブや市民公開講座の運営に有効に活用されている。次年度は、教育委員会の公民館講座を市民自主講座として文化協会と連携した講座の開設により、活動の充実と会員の拡大を図っていく。また、自主財源の確保については、事業開催時の積極的な協賛者の募集や公開講座や自主講座での会員の拡充をしていくように指導した。	生涯学習課
80	106-107	結果	<b>6 2 文化フェスタ補助金</b> 各クラブ・サークルの事業報告を詳細にしてもらい、各クラブ・サークル活動が市民にとって本当に有益に行われているかを検証していくべきである。またアンケート等を活用することにより、市民の文化フェスタに対する期待・要望をくみ取り、反映させていくといった試みを行っていくべきである。	措置済	クラブサークル会員の高齢化、新規会員の獲得等の課題はあるが、各クラブサークルとも、年間の活動計画に沿って自主的かつ積極的に活動している。各クラブへの補助については、実績に基づいた補助であり、クラブや市民公開講座の運営に有効に活用されている。次年度は、教育委員会の公民館講座を市民自主講座として文化協会と連携した講座の開設により、活動の充実と会員の拡大を図っていく。また、文化協会主催事業においてはアンケートをとって、市民の意見を反映していくように指導した。	生涯学習課
81	107-108	結果	<b>6 3 美術展覧会補助金</b> 文化協会補助金、文化フェスタ補助金、美術展覧会補助金の3つの補助金を一本化することについては、すでに随時監査でも指摘されているので、早急にその方向性を探っていくべきである。	措置済	平成25年度より一本化する。	生涯学習課
82	108	意見	<b>6 3 美術展覧会補助金</b> 3つの事務局を一本化した方が事務局コストと効率を減らすことができるため、早急に検討することが望まれる。	措置済	平成25年度より一本化する。	生涯学習課
83	108-109	結果	<b>6 4 女性の会補助金</b> 一度補助金交付の終期を設定する、補助金の減額を検討する、補助金交付自体を取りやめることなどを検討すべきである。	改善進行中	補助金評価により会計処理等について改善事項を明確にして、現在指導中である。補助金の減額、交付の取りやめについては改善状況を見て判断する。	生涯学習課
84	111	結果	<b>6 5 生涯学習地域振興組織補助金</b> 補助団体として自立することをめざし地域と行政の役割の明確化、事業内容と運営の方法の見直しを第一に考え、その上で補助額についても検討していくべきである。	改善進行中	組織を自治会活動として自主的に運営できるように働きかけている。補助金の運用については市の交付指針に沿った評価を行った。補助対象外経費を明確に提示して、減額を検討する。平成26年度より、自治会連合会の組織に位置づけられる方向となっており、それに伴い、精査された金額で自治会活動交付金として交付していく。	生涯学習課
85	112	結果	<b>6 6 子ども会補助金</b> 支払経費の見直しを行うとともに、各事業の存在意義を考えながら適切な指導を行っていくべきである。	措置済	補助対象経費を明確にするため、飲食費、懇親会費、積立金は補助対象外経費であることを指導した。また、平成25年度より、市子ども会入会金として児童1人あたり30円を徴収する。	生涯学習課
86	113	意見	<b>6 7 少年リーダー活動補助金</b> 少年リーダーと子ども会の事務局等の統一を検討することが望まれる。	不(未)措置	子ども会と少年リーダーは、団体の目的、組織員、事業内容等別組織であり、活動としての連携はあるが、事務局を統合することは困難である。	生涯学習課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
87	114	結果	<b>68 PTA補助金</b> できるだけコスト削減を図れるように検討すべきである。	措置済	今年度コスト削減について指導した。引き続き指導を継続する。	生涯学習課
88	119	結果	<b>69 家庭教育学級補助金</b> 各学級の自主運営を前提としながらも、事業内容を今まで以上にチェックすべきである。	措置済	事業実績の内容と写真を添付して報告をしてもらい、チェック体制を強化した。また、2月に活動報告を実践交流会で発表してもらい、自主運営の手伝いをしている。	生涯学習課
89	120	結果	<b>70 美江寺宿場まつり事業補助金</b> 補助金目的を再認識するとともに、事業の支出規模に見合った補助金額とすべきである。	措置済	中仙道美江寺宿の歴史を後世に伝え、また歴史を活用した地域の活性化、まちおこしとしての事業効果がある。 事業PRについては、次年度以降、積極的にを行うよう指導した。	生涯学習課
90	121	結果	<b>71 和宮遺跡保存会補助金</b> 補助事業実施報告書を今まで以上にしっかりと精査し、効果測定に基づく適切な補助金額の決定を実施していくべきである。	措置済	史跡小簾紅園における伝統行事の継承という重要な活動を行っているほか、和宮絵手紙コンクールや散策に訪れる人の休憩所での対応なども行っている。また、県の事業でも取り上げられるなど、一定の効果をあげている。以上の実績から引き続き補助を行う。	生涯学習課
91	124	共通結果	<b>72 美江寺観音狸々ばやし保存会補助金及び文化財指定遺跡保存会補助金及び和宮音頭保存会補助金及び宮田雅楽五音社保存会補助金</b> 市民にもっと関心を持っていただくため、ここで取り上げた4つの事業に対して一層の広報活動を行わなければならないが、同時に、補助金の減額および管理をしやすくすることを検討すべきである。	不(未)措置	美江寺しょうじょうばやし保存会、美江寺お蚕祭り保存会については、統合の提案をしたが、活動メンバーが違うため別がよいとのことであった。他については、補助金評価や履行確認などの観点から現状のまま継続する。 広報活動は一層努力する。	生涯学習課
92	125	結果	<b>73 体育協会補助金</b> 瑞穂市としてももう少ししっかりと補助金の具体的運用に関わることはできないか、至急検討すべきである。	措置済	各事業の参加状況等から事業費運営の効果測定するとともに、会計緒帳簿などから適正な執行がされているので、今後も継続的に検査していく。	生涯学習課
93	126	結果	<b>74 朝日大学ボウリング部強化補助金</b> 一私立大学とのかかわり方をしっかりと検討すべきであり、国体終了後は、当然に廃止および減額という方向で検討すべきである。	措置済	国体終了後は、廃止する予定である。	生涯学習課
94	127	結果	<b>75 ストライク瑞穂補助金</b> 形式的な申請・報告による補助金交付の継続や書面上の補助金評価でなく、申請時、年度の中間時、報告時などに各団体と予算執行や事業効果の状況について具体的にヒアリング等を行っていくことで、事業の充実や活性化を図っていくべきである。	措置済	国体終了後は、廃止する予定である。	生涯学習課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
負担金				0	0	
95	145	結果	<p><b>1. 日本広報協会負担金</b>  (1) 研修派遣の効果の検証  機械的に派遣するのではなく、明確な目的や効果を考えて派遣すべきである。</p>	不(未)措置	必ずしも機械的に派遣しているのではなく、研修の内容・目的にあわせて派遣を行っている。特に初任者研修については、初めて広報に携わる職員のみを派遣している。	秘書広報課
			<p>(2) 広報コンクールへの参加  負担金目的の一つである広報コンクールに関して実績が上がっておらず、平成22年度は不参加である。負担金の廃止を含めて支出を再検討すべきである。</p>	不(未)措置	コンクール参加は実績のためでなく、現状の広報作成レベルをはかるためのものである。また、広報製作のための情報として機関誌「広報」は業務上必要である。	秘書広報課
96	146	意見	<p><b>2. 市長会負担金</b>  瑞穂市は、請求があるまま全国市長会に負担金を支払うのではなく、市長会の運営経費の見直しと負担金の削減を求めることが望まれる。</p>	措置済	全国・東海市長会の総会において決算書や会務報告にて使途の説明がなされているが、岐阜県市長会事務局を通じて、東海市長会・全国市長会へはより経費の削減に努力するよう働きかけた。	秘書広報課
97	147	結果	<p><b>1. 岐阜地域広域圏協議会負担金</b>  意見交換会負担金5千円は首長同士の懇親会費用とのことであり、負担金として処理するのは不適切であり、食糧費等の科目で処理すべきである。</p>	措置済	平成23年度は、負担金ではなく交際費で処理した。	企画財政課
98	147	意見	<p><b>1. 岐阜地域広域圏協議会負担金</b>  目的に沿った事業に絞ることにより、さらに協議会の負担金は削減可能であり、他市町村に働きかけて、事業内容を見直すことが望ましい。</p>	措置済	協議会担当者会議において指摘事項を提案し、事業内容を見直すことが決定した。	企画財政課
99	147	結果	<p><b>2. ぎふまちづくりセンター負担金</b>  平成20年度からは、岐阜圏域から岐阜市内に活動の重点を移し、現在では岐阜市のまちづくりを主な事業として行っているとのことであり、瑞穂市として支出するのは不相当である。また、所管課は年次報告書も入手していないことから、ぎふまちづくりセンターから脱会すべきである。</p>	措置済	当センターの活動が岐阜市中心に行われていることから、瑞穂市への直接的なメリットが見込みにくい状況にあると考え、平成24年度より脱退した。	企画財政課
100	148	結果	<p><b>1. 財団法人オイスカ会費及び負担金</b>  そもそも当該団体の事業目的と自治体が行うべき事業・サービスとの関連性はあるのか、また、瑞穂市の逼迫した財政状況を考慮すれば、負担金を支出することが必要であるのか、脱会を含め検討すべきである。</p>	措置済	今後も、他市町の状況のみをみて検討する。	総務課
101	149	結果	<p><b>2. 本巣広域安全運転管理部会負担金</b>  瑞穂市全体で総務課を含めて3事業所加入しているが、部会の情報等は1カ所加入すれば入手できるため、瑞穂市として加入する事業所を決定し、他の事業所は退会すべきである。</p>	措置済	平成24年度より総務課のみ負担金を支出し、瑞穂市役所南庁舎、ほづみ幼稚園の負担金は支出を取りやめた。	各担当課
102	149	結果	<p><b>3. 岐阜県暴力追放推進センター賛助会費負担金</b>  近隣の自治体も支出しているうえ、センターの目的上、瑞穂市が単独で行動することは難しいが、これらの自治体とも協議して、センターそのものの存在意義や事業内容の再検討を提案すべきである。</p>	措置済	県内各自治体が入会しており、市単独では困難である。今後、内容について常に把握し、疑義があれば事務局へ確認提案することとした。	総務課
103	150	結果	<p><b>4. 瑞穂市防火協会負担金</b>  瑞穂市消防協会を始め防災関係団体がいくつもあり、それぞれに補助金、負担金が支出されているので、その負担金が防災活動にどのように効果をもたらしているかを検証し、今後、効果的な成果に繋がるよう負担金等の再検討を行うべきである。</p>	措置済	昨年度より防火管理者講習の事業を新設し、今年度は防災管理者講習の事業を新設したことで、補助金及び負担金が瑞穂市防火協会の活動に効果的に支出されるよう取り組んでいる。	総務課



整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
104	150-151	意見	<b>5. 防犯協会負担金</b> 警察の管理下にある団体で、負担金の金額の決定権もないといえる団体の負担金であっても、近隣市町村と連携して、瑞穂市の逼迫した財政状況を考慮した適正な額を負担金とするよう、防犯協会に削減を求めていくことが望まれる。	措置済	県内各自治体が加入しており、市単独では困難である。今後、内容について常に把握し、疑義があれば事務局へ確認提案することとした。	総務課
105	151	意見	<b>6. 自主運行バス運行費負担金、諸負担金</b> 現在、瑞穂市では、瑞穂市地域公共交通会議を開催し、利用者の増加や、収入の増加対策を検討しているが、利用者数の減少がそのまま続くようであれば、税金の投入の是非が問われることになるので、代替的な交通手段等も含めて抜本的な対策を検討することが望まれる。	措置済	平成25年度に路線・ダイヤ改正を行い、4路線を3路線とした。今後も利用者増に努める。 高齢者や、車を所有しない世帯のために今後も地域交通が必要であることから引き続きコミバス事業を行う。	総務課
106	152	意見	<b>7. 全国市区選挙管理委員会連合会負担金</b> 予算上、団体の事業費がほとんど無いため、連合会の存在意義を含めて他市と協議を行うことが望まれる。	不(未)措置	岐阜市が県内市の代表幹事であり、毎年の県内委員長会議で来年度の予算が審議される。当該負担金も県全体で取り纏めているため、県内市の動向を遠望する。	総務課
107	153	結果	<b>8. 岐阜県水防協会負担金</b> 事業費は負担金収入の50%程度しか支出していない状態であり、また、繰越金残高は3,034千円で負担金収入の3倍強に上っており、負担金の見直しを図るべきである。	措置済	事務局へ繰越金残高について指摘した。他団体からも指摘があり、平成24年度から見直しを行い、収入に見合う事業を行い、今後3年で適正な繰越金残高となるよう事業を行う旨回答を得た。	総務課
108	154	結果	<b>1. 総合評価共同審査会負担金</b> 瑞穂市として落札者決定基準案を作成しているが、事前に落札者決定基準の評価項目の審査を受けるために総合評価共同審査部会に審査基準の策定を依頼している。協議会に負担金を支払うことは問題ないが、今後は効果測定を行うべきである。	措置済	「品確法」の規定に沿って、入札方法の価格（一般競争入札・指名競争入札）以外の要素を挙げ、公共工事の品質の確保に努めていく。 契約方法の選択を拓げるために今後も必要である。 そのために、価格と価格以外の入札結果（採点結果を見ながら）を通して総合評価基準が適正であったか注視していく。 負担金の支払い（年間5万円）に対して現状では効果を測定することはできないが、最低価格以外の業者が落札者となる適正な評価基準の策定に取り組んで行き、引き続き総合評価入札制度を取り入れていく。	管財情報課
109	154	意見	<b>1. 総合評価共同審査会負担金</b> 今後、負担金を継続していくのであれば審査部会から公開されている資料を精査し、適正な運営がなされているかどうか検討を行うことが望ましい。	措置済	決算書を入手した。（総合評価部会は、岐阜県公共事業執行共同化協議会を構成する部会であり、部会毎の決算でないため、この部会の事務運営を委託を受けている（財）岐阜県建設技術センターの中の協議会決算書で確認した。） この外郭団体（協議会を含め）に対して県の監査が平成20年度に審査が行われ、その後、取り組み報告で歳出入収支が適正化に向けて事業は進められ、その内容も公表されている。その資料からも確認ができる。 今後も継続的に注視していく。	管財情報課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
110	156	共通結果	<p><b>2. 職員研修負担金、安全運転管理者講習負担金、防火管理者講習会費</b></p> <p>研修後は、研修受講者により研修内容を庁内職員研修（年1回）、定期的な会議（庁内調整会議）、庁内審議会（手続き見直し）等に反映させている。また、入札・契約、公有財産の研修内容が、全庁的に周知が必要な場合には、庁内周知手段を使って周知喚起を実施している。課として研修参加を無駄にすることないように努めている。そのため研修の効果測定を適切に行うことができる。</p> <p>ただし、問題点をあげるとすると、どの研修も研修受講者が偏っている傾向がある。今後は課の職員の間で不公平感を生じないような各研修への参加方法を検討すべきである。</p>	措置済	<p>研修は、異動の職員を中心に実施している。</p> <p>必要な研修情報は、部長会議や庁内グループウェア等により周知済している。</p>	管財情報課
111	157	結果	<p><b>1. 岐阜外国人登録事務協議会負担金</b></p> <p>平成23年度は県外国人協議会の幹事会で負担金を徴収しないことが承認され、総会で決議された。瑞穂市の他の負担金支出先にも繰越金が積み上がっているものが見受けられるため、外国人登録事務協議会の運営を理想的な運営形式としてぜひ参考にすべきである。</p>	措置済	<p>今後も適正な繰越金の管理を行う。</p> <p>また、他の負担金もこの事例を参考に繰越金額に留意していく。</p>	市民課及び各担当課
112	157-158	結果	<p><b>1. 岐阜都市税務協議会負担金</b></p> <p>今後7年間は負担金の徴収を行わないことが理事会で決定された。</p> <p>瑞穂市の支出する負担金の事業主体の中には、ほかにもこうした団体が多々見受けられるため、今後は他の事業主体でも繰越金の有効活用を行うべきである。</p>	措置済	<p>今後7年間の負担金徴収が凍結されており今後もこのような適切な運用を意見してゆく予定である。</p> <p>また、他の負担金もこの事例を参考に繰越金額に留意していく。</p>	税務課及び各担当課
113	158	結果	<p><b>2. 岐阜北税務署内複写機使用に関する負担金</b></p> <p>負担金も税務署から各市町村へ確定申告書発送件数から負担比率を求めているが、各市町村間で不公平が生じているため、今後はこうした不公平が生じないように負担金の算定方法を再検討すべきである。</p>	不（未）措置	<p>算定方法については、地元の岐阜市に有利な方法であると言われていたが、複写機の手配、負担金の請求、税務署との協議は全て岐阜市が行っており、事務処理等の負担を考慮し他市とも理解している。</p>	税務課
114	159	結果	<p><b>3. 固定資産評価システム研究センター負担金</b></p> <p>現在のところ効果測定を行っていないため至急検討すべきである。</p> <p>負担金を継続していくのであればホームページ上の資料を精査し適正な運営がなされているかどうか検討すべきである。</p>	措置済	<p>固定資産評価システム研究センターから配布された資料を基に、土地及び家屋の評価方法を改めて確認した。また、固定資産税のしおりについては、説明時に積極的に使用及び配布を行い、市民の固定資産税に対する理解及び内容意識の向上に役立てている。</p> <p>ホームページ上の予算書及び事業計画書を確認した。</p>	税務課
115	159-160	結果	<p><b>1. 後期高齢者医療・保健事業費負担金</b></p> <p>自主的に支出根拠について議論の俎上にのせ検討を行ったことは非常に評価でき、他の負担金も参考にすべきである。</p>	措置済	<p>今後も適時、詳細な算出根拠を求める。</p> <p>また、他の負担金もこの事例を参考に支出根拠に留意する。</p>	医療保険課及び各担当課
116	160	結果	<p><b>2. 国保連次期電算システム再構築負担金</b></p> <p>本来瑞穂市として検討すべき事項は、計算根拠（費用按分）の確認ではなく総費用そのものである。この負担金は、平成22年度一回限りの支出であるが、こうした確認を行ったうえで支出を行うべきである。</p>	措置済	<p>このような事例が今後ある場合は、詳細な積算根拠を求め、確認を行ったうえで支出を行う。</p>	医療保険課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
117	161	結果	<b>1 福祉自治体ユニット会費</b> 資料の利用頻度や有効性などはほとんど検証されていないような印象であり、また、全国でこの自治体ユニットの会員となっているのは82市町村しかなく、岐阜県では瑞穂市のみであるので、その効果を測定し、本当に必要なものであるかどうかを検討すべきである。	不(未)措置	課内で検討した結果、介護保険・障がい者福祉・児童福祉等の国の政策課題や情報を早急に知り、行政に生かすことができるので、継続することとした。平成25年度に向けて、障がい者福祉や介護保険が大幅に変わるので、情報を活かしていく。	福祉生活課
118	162	結果	<b>2. 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合負担金</b> 今後は組合の会計において、退職給与引当金を計上するよう瑞穂市がアドバイスする必要がある。	不(未)措置	平成18年度からは基金をつくり、繰越金の一部を積立していたが、平成20年度から退職手当積立金1,200万円を計上し、短期的な退職者対応としている。平成29年度からは、退職手当積立金230万円を計上予定であることを確認した。	福祉生活課
119	163	結果	<b>3. 人権教育啓発推進センター負担金</b> 当該負担金についてはその効果を検証し、場合によっては廃止することも考えるべきである。	改善進行中	啓発に関する効果は認められるが、今後、負担を続けて行くべきかについて検討する。	福祉生活課
120	163-164	結果	<b>4. 岐阜県更正保護事業協会負担金</b> 保護司に関する関連団体とそれらへの補助金、負担金を整理し、本当に必要な分をまとめて交付できるように協議し、負担の軽減と事務作業の効率化を図るべきである。	措置済	関連団体の事務局に提案した。	福祉生活課
121	164-165	結果	<b>5. もとす広域保護区保護司会負担金</b> (1) 保護司関連団体への補助金負担金の見直しについて 岐阜県更正保護事業協会負担金の(結果)を参照。 (2) 負担金額について 今後は財源が市民の税金であることを再確認し、根拠のないのは勿論、合理性や効果のない支出については、前年を踏襲するのではなく、基本的には支払わないというスタンスを持つことが必要である。	措置済 措置済	関連団体の事務局に提案した。 関連団体の事務局に提案した。	福祉生活課 福祉生活課
122	165-166	結果	<b>6. 本巣地区更正保護女性会負担金</b> (1) 支給額の算定根拠について 財源が市民の税金であることを再確認し、根拠のないのは勿論、合理性や効果のない支出については、前年を踏襲するのではなく、基本的には支払わないというスタンスを持つことが必要である。 (2) 規約の有無 規約が存在せず、今後作成する予定とのことであるが、早急に整備を依頼するとともに、他に同様なケースが無いかどうかを確かめる必要がある。 (3) 本巣地区更正保護女性会について 瑞穂市としても、負担金の支払いの有無に関わらず、今後の会及び活動の存続に対するアドバイスをしていく必要がある。	措置済 措置済 措置済	関連団体の事務局に提案した。 規約を整備するよう提案した。 他の負担金については、今年度中に、負担金の算出根拠が無いものに対し、各担当課より算出根拠の明文化を求めていく。 関連団体の事務局に提案した。	福祉生活課 福祉生活課及び各担当課 福祉生活課
123	166-167	結果	<b>7. 岐阜人権擁護委員協議会本巣地区支部会負担金</b> 財源が市民の税金であることを再確認し、根拠のないのは勿論、合理性や効果のない支出については、前年を踏襲するのではなく、基本的には支払わないというスタンスを持つことが必要である。	措置済	会長へ提案を行った。	福祉生活課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
124	167	結果	<b>8. 岐阜県身体障害者スポーツ協会負担金</b> 使用実績や決算書を入手し、協会の財務内容を把握するとともに、繰越金が毎期継続して発生するのであれば、他の市町村と協力して会費の見直しを提言できる体制を整えるべきである。	措置済	決算書及び事業報告書を入手し、繰越金も把握した。関連団体の事務局に提案した。	福祉生活課
125	168	意見	<b>9 通所サービス利用促進事業負担金</b> 市民サービスという観点からは、PRを積極的に行い制度について周知してもらうことが望まれる。一方、他の負担金と同様、使用実績の検証、決算書の入手、効果測定の実施については行うことが望まれる。	不置 (未) 措置	基金事業として行われてきたが、平成24年4月から障害福祉サービスの報酬改定により、送迎加算として新設され、報酬内で対応することとなったため、通所サービス利用促進事業は廃止となった。	福祉生活課
126	169	共通意見	<b>10. 社会福祉主事資格認定負担金、危険物取扱保安講習受講負担金</b> 職員のモチベーションを向上するため、自ら資格取得した者その地位につけるとともに逆に手当を支給するという考え方も必要と思われる。	不置 (未) 措置	行政執行上必要な資格は公費負担でと考えており、個人が自ら取得した資格は行政に活かす事も有益と思われる。しかし、「手当」の形では、条例・規則上又は国の指導もあり、支給することはない。	秘書広報課
127	170-171	共通意見	<b>11. 後期高齢者療養給付費負担金、老人保護措置費負担金、保険料特別徴収事務負担金</b> 支出する負担金の財源は市民の税金であることを考えると、誤謬があった場合の影響額も大きいと見られるため、見るポイントや入手すべき資料をまとめたチェックリストを作成し、誰が担当者であったとしても大きなミスを見逃さない体制を整備する必要がある。	不置 (未) 措置	老人保護措置費負担金については、誰が担当者になってもチェックできるように事務引継をした。 その他の負担金については、市でチェックすることが困難である。	福祉生活課
128	171	意見	<b>1. もとす口腔保健協議会負担金</b> この事業自体を歯科医師会の事業に取り込んでもらい、負担金を軽減させることも一つの方法と考えられるため、本巣市、北方町と協議し、そのような提案ができないかを協議することが望まれる。	措置済	当協議会管内の本巣市・北方町に対して、「当協議会の事業自体をもとす歯科医師会の事業として取り組んでもらい、負担金を軽減できないか」を各市町と事務局に協議することを提案して要望した。	健康推進課
129	172	意見	<b>2. 財団法人岐阜県ジン・アイバンク協会負担金</b> 県が主体となっており、県下市町村が全て会員になっている現状からは、瑞穂市単独で行動に移すことは困難と思われるが、瑞穂市の財政状況を勘案し、少しでも支出が抑えられる方法はないかを検討し、提案していくことが望まれる。	措置済	包括外部監査で、余剰資金の運用面において、もう少し有効な運用方法もあるとの意見があり、その旨を検討していただくよう提案して要望した。	健康推進課
130	173	意見	<b>3. 岐阜県市町村保健活動推進協議会負担金</b> 協議会の経費が削減されれば、結果的に負担金の削減に繋がってくるため、他の市町村と協力し、経費削減と負担金の減額を提案することが望まれる。	措置済	包括外部監査で、総務費の事務費・会議費において、経費削減により負担金の減額はできないかの意見があり、その旨を検討していただくよう提案して要望した。	健康推進課
131	174	共通意見	<b>4. 病院群輪番制二次病院負担金、岐阜圏域小児一次救急医療・準夜帯費用負担金、救急医療システム負担金</b> 計算に用いられている数値が監査を受け、承認されたものであるか、例年に比べ異常値となっていないか等、必要な資料を入手して検証する必要がある。 また、問題があれば他の市町村と連携して意見の言えるような体制作りをしていくべきである。	不置 (未) 措置	計算に用いられている数値は、監査を受け承認されたものである。負担金の計算方法は協定書で協議することになっている。計算明細書は毎回検算し確認をしている。	健康推進課



整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
132	175	結果	<b>1. 国道21号22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会負担金</b> (1) 執行率の低さについて 収入額の7%程度しか使われていないこと、会費収入金額の3倍以上の繰越金があることから、負担金の廃止や減額を検討すべきである。	措置済	負担金の見直しについて要望した。	都市開発課
			(2) 支出内容の確認について 事業促進費という名目で懇談会等の飲食費として使われていないか早急に検証すべきである。	措置済	事業促進費の懇談会での飲食費の使用がないことを確認した。	都市開発課
133	176	結果	<b>2. 木曾三川改修工事促進期成同盟会負担金</b> (1) 執行率の低さ 収入額の8%程度しか使われていないこと、会費収入の倍近い繰越金が存在すること、収支は会費収入のみで賄える状況にあることから、負担金の廃止や減額を検討すべきである。	措置済	負担金見直しにより平成24年度の負担金が減額された。	都市開発課
			(2) 具体的な事業の不明確性について 当該期成同盟会の具体的な実施事業について明確に会則に記載するよう早急に指摘すべきである。	措置済	同盟会具体的実施事業の会則への記載をするよう要望した。	都市開発課
134	177	結果	<b>3. 本巣瑞穂大野神戸東海環状自動車道建設促進協議会負担金</b> 収入額の10%程度しか使われておらず、また、会費収入金額に近い額の繰越金があるため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。	不(未)措置	協議会の今後の活動が重要になるので減額しない。	都市開発課
135	177-178	結果	<b>4. 長良川流域市町連絡協議会負担金</b> 収入額の16%程度しか使われておらず、また、会費収入金額を上回る繰越金があるため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。	措置済	負担金の見直しについて提案した。	都市開発課
136	178	結果	<b>5. 東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会負担金</b> 収入額の6%程度しか使われておらず、また、会費収入金額の4倍近い額の繰越金があるため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。	措置済	負担金の見直しについて提案した。	都市開発課
137	179	結果	<b>6. 岐阜県国道協会負担金</b> 収入額の15%程度しか使われていないため、今一度負担金の支出について、公益上特に必要があるかどうか、負担金の廃止や減額も含め、その是非を再検討すべきである。	措置済	負担金見直しにより平成24年度の負担金が減額された。	都市開発課
138	179	結果	<b>7. 岐阜圏城市町土木協会負担金</b> 収入額のわずか2%程度しか使われておらず、平成22年度末の時点で会費収入(85千円)の実に18倍近い繰越金が存在するため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。	措置済	当面は存続するが、方向性としては廃止(若しくは会費なしの休止)とする方針を出した。	都市開発課
139	181	共通結果	<b>8. 主要地方道岐阜県南大野線整備促進期成同盟会負担金、岐阜県市町村道路整備促進期成同盟会負担金</b> 瑞穂市としては結果的に1つの団体に2つの負担金を支払っている状況で、同様の目的をもった期成同盟会が存在しており、当団体の存在意義を含め、関係市町村とも協力して負担金支出について再検討するよう提案すべきである。	措置済	瑞穂市が負担金を支出している各期成同盟会に対し、負担金の支出の必要性について検討するよう提案した。	都市開発課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
140	182	意見	<b>9. 揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合負担金</b> 本市町連合がこの活動を続けなければならない理由を再度確認し、終期を設定するなど、当該負担金の存在意義を隣接市町村と協議することが必要と思われる。	措置済	活動については、近年頻発する異常気象による豪雨等により、引き続き揖斐川流域の治水対策の推進が必要のため今後も活動を行っていくという方針が幹事会において示された。	都市開発課
141	183	意見	<b>10. 岐阜都市計画協議会負担金</b> 当該協議会の活動から考えると繰越金額が多いと思われるので、関係市町村とも協力して負担金額について再検討（例えば均等割額の減額）が望まれる。	措置済	負担金の見直しについて提案した。	都市開発課
142	183	結果	<b>11. (社)岐阜県都市整備協会負担金</b> 交付先団体に100,000千円を超える繰越金が存在している。 保有上限額として保有しているが、今後は繰越金の動向も含め、公益社団法人としての活動状況報告を入手するとともに、しっかりと内容を検証すべきである。	不(未)措置	平成24年6月より公益社団法人化された。 決算書等の資料により活動内容を検証した。	都市開発課
143	184	結果	<b>12. 岐阜県都市計画協会負担金</b> (1) 具体的な事業の不明確性について 当該協会の会則を確認したところ、具体的にどのような事業を行うのかについて明記されていないことが判明したため、当該協会の具体的な実施事業について明確に会則に記載するよう指摘すべきである。	措置済	事業の記載について提案した。	都市開発課
			(2) 積立金特別会計の存在について 積立金特別会計の目的外支出について、その経緯や目的外支出の決議に手続上不備がないかを確認するとともに、他の市町村と協力し、繰越金や積立金を財源として、負担金の減額を提案すべきである。	措置済	積立金特別会計の使用用途を明確にし、場合によっては、一般会計に組み入れ、それに伴って、負担金の見直しについて提案した。	都市開発課
144	186	結果	<b>13. 岐阜県道路協会負担金</b> (1) 積立金特別会計の存在について 積立金特別会計の目的外支出について、その経緯や目的外支出の決議に手続上不備がないか早急に確認し、もし政権交代における国の方針転換により、当初の積立金特別会計設置目的と事情が変わってきたのであれば、瑞穂市は当該積立特別会計分を取崩すよう提案すべきである。	措置済	積立金特別会計の使用用途を明確にし、場合によっては、一般会計に組み入れ、それに伴って、負担金の見直しについて提案した。	都市開発課
			(2) 負担金支出の見直しについて 収入額の20%程度しか事業費に使われておらず、これは、当該協会の具体的な活動が不明確であるが故と考えられるため、負担金減額（人口割分の減額あるいは事業費割率の縮小）の可否について提案すべきである。	措置済	負担金の見直しについて提案した。	都市開発課
145	187	共通意見	<b>1. 岐阜県河川協会、岐阜県砂防協会負担金</b> それぞれの協会の決議（案）には治水事業または砂防事業に対し「政府、国会、その他関係機関に対し強く要望する」あるいは「関係当局に対して強く要望する」と記載されている。この言葉が宣誓だけにならぬよう予算の確保、そして実現に向けてさらなる働きかけが望まれる。	不(未)措置	政府、国会や関係機関に向けて要望書や提言書等を作成し事業の推進に向けて強く働きかけている。	都市管理課
146	188-189	共通意見	<b>2. 地籍調査岐阜・西濃ブロック連絡協議会負担金、岐阜県国土調査協議会負担金</b> 間接的に支払が重複しているため、適切な会費を検討すべきである。 また、両協議会は事業規模に比して繰越金が多いと思われるので、負担金の減額を提案する必要がある。	措置済	岐阜県国土調査協議会事務局にブロック助成金廃止の検討について直接提案し、ブロック連絡協議会については、繰越金が多い為負担金を減らすよう提案した。	都市管理課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
147	189	結果	<b>1. 岐阜県土地改良事業団体連合会特別賦課金</b> 事業が多岐にわたり繰越金は個々に適正管理されているとのことであるが、今後は繰越金の動向も含め、活動状況報告を入手するとともに、しっかりと内容を検証すべきである。	措置済	活動報告書等の入手は毎年行っており、事業計画にあつては、県下全市町村等の会員が総会に出席し議決されており、十分に検証されている。繰越金については、シビアな予算査定をしてもらい必要額のみ繰り越しを行うよう伝えた。	商工農政課
148	189	意見	<b>1. 岐阜県土地改良事業団体連合会特別賦課金</b> 各年度に施行された事業に対し、通常総会時に議決された率で賦課されるため、真に必要な事業かどうかをしっかりとチェックできる体制づくりが必要と思われる。	不(未)措置	事業決裁をとり、議会説明も行い予算措置されている事業であり、チェック体制はとられている。	商工農政課
149	190	意見	<b>2. 日本貿易振興機構ジェトロ負担金</b> 今後の企業の海外進出動向を考えると、ますます重要な存在となっていくと思われるため、さらに活用されるよう、行政としての更なるPR活動が望まれる。	措置済	商工会と市担当職員との連携を密にし、市が確認できる情報提供を行い、必要に応じジェトロの紹介を行う。 起業家及び既存企業の相談窓口は商工会で行っているため、PRパンフレット等を商工会に設置する。	商工農政課
150	191	結果	<b>3. 21世紀職業財団負担金</b> 当財団より提供されるサービスについて今一度見直しをして、賛助会員として負担金を支出することの有用性や当財団からの脱退も含めて早急に再検討すべきである。	措置済	内容を再検討し、財団と協議のうえ脱退済である。	商工農政課
151	191	結果	<b>1. 岐阜地域廃棄物処理事業対策協議会負担金</b> (1) 繰越金について 平成23年度で会費の削減は行われているが、今後の事業規模と比較しながら継続して繰越金に留意すべきである。	措置済	協議会設立時の事情から、繰越金は、事業継続のための基金的な要素があるが、今年度の総会において、瑞穂市の意見として、繰越金の位置づけについて提案した。	環境課
			(2) 協議会について 実績報告や決算書を毎年度確認し、合理性やその効果を測定するとともに、さらに協会等の事業費の無駄、ミス等がないかを確認する必要がある。	措置済	総会開催時に、実績報告や決算書、事務手続きなどについて、確認を行った。	環境課
152	192	結果	<b>2. 長良川流域環境ネットワーク協議会負担金</b> 平成22年度では会費の削減は行われたが、今後の事業規模と比較しながら継続して繰越金に留意すべきである。	措置済	事務局に対し、包括外部監査で指摘を受けたことを通知し、繰越金のあり方や事業のあり方について検討を行ってもらうよう提案した。	環境課
153	192	意見	<b>2. 長良川流域環境ネットワーク協議会負担金</b> 環境学習も重要だが、それ以上に下水道課の補助金や広報活動を推進していくことが長良川の水質を高めることにつながると思われる。	措置済	ご指摘のとおり、下水道の推進のための事業を積極的に実施している。	環境課
154	193	結果	<b>3. 岐阜地区地下水対策協議会負担金</b> (1) 繰越金について 事業規模に比して繰越金が多いことがうかがえることから、会費の減額を求めるべきである。	措置済	事務局に対し、包括外部監査で指摘を受けたことを通知し、繰越金のあり方や事業のあり方について検討を行ってもらうよう提案した。	環境課
			(2) 予算について 毎年度、支出額26千円、予算額37千円と一定額であるが執行率が100%となっておらず、他の予算に影響を及ぼすため前年の支出額に合わせるべきである。	措置済	平成24年度から前年度の支出額に合わせている。	環境課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
155	193	結果	<b>4. 郷土の環境を守る会負担金</b> 岐阜県内の郷土の生活環境保全、公衆衛生の促進をはかるための協議会であるため、瑞穂市に直接の効果を求めるものではない。したがって、廃止を検討する必要がある。	改善進行中	平成24年度の総会資料においては、瑞穂市への直接的な効果が明確でないため、次回の総会までに事務局に対して、実施事業や繰越金のあり方などについて検討するよう申し入れる。	環境課
156	194	結果	<b>1. 日本下水道協会中部地方支部負担金</b> 結果として、間接的に二重の支払になっているため、整理して適切な会費を定めることを提案すべきである。	措置済	負担金の見直しについて提案した。	下水道課
157	195	共通意見	<b>2. 日本下水道協会岐阜県支部負担金、社団法人日本下水道協会負担金</b> 3つの下水道協会への支払いを有意義なものにするためにも「瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を、未来に届けられるよう（瑞穂市の下水道パンフレット参照）」市民に広く下水道事業について理解される広報活動が望まれる。	措置済	今年度も既存処理区内の未接続世帯への接続勧奨を実施するとともに、「公共下水道整備の必要性」に対しての市民理解が深まるよう校区ごとに下水道事業等現状説明会を開催している。 また、昨年10月より毎月広報紙に下水道に関する記事を連載しており、広く市民に下水道事業について理解されるように努めている。	下水道課
158	196	結果	<b>1. 本巣広域安全運転管理部会費</b> 一事業所だけ加入すれば良いのではないのか、課と課で情報を共有すれば足りるのではないのか、3つの課で会費を支払うことで瑞穂市にとってどれだけの利益を生むのか、またその利益は瑞穂市民が納得するものなのかを検討する必要がある。	措置済	平成24年度より総務課のみ負担金を支出し、瑞穂市役所南庁舎、ほづみ幼稚園の負担金は支出を取りやめた。	各担当課
159	197	結果	<b>1. 岐阜県都市会計管理者会負担金</b> 平成19年度からは運営方法や事業内容の見直しを行い繰越金も徐々に削減されてきたところであるが、平成22年度決算では、147,771円積み上がっており、他市と連携し更なる負担金の削減をするなど、会の運営には積極的に意見していくべきである。	措置済	会計事務を円滑に遂行するうえで貴重な機会であり、研修会に講師を招くため現在の繰越金は必要である。今後、繰越金が増加した場合に負担金の見直しを提案する。	会計課
160	198	意見	<b>全国都市監査委員会会費、東海地区都市監査委員会会費、岐阜県都市監査委員会会費</b> (1) 繰越金について このような組織では、各会で対象となる会員に対して活動しているが、会員に還元できないまま、每期繰越金が増加していくようであれば、他の会員と連携し、会費の引き下げを提案することが望まれる。	不(未)措置	定期的に検討され、東海地区においてはアンケートを実施し、総会で可決し、平成24年度から会費が引き下げられることになった。 全国都市においては、東日本大震災による会費免除が、平成23年度と24年度に実施され、今後も継続される可能性もあり、会費の引き下げは見送られた。	監査委員事務局
			(2) 監査委員会の活動について 委員会の運営に積極的に参加してできる限り色々な情報を得る、また必要に応じてその情報を職員全員に伝達するよう常に意識して参加することが望まれる。	措置済	委員会、研修会で得た情報は部長会議や監査時に伝達している。また、県主催の研修会等には関係職員の多くの参加を働きかけるなど努めているが今度も努力したい。	監査委員事務局



整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
161	199	意見	<b>1. 自治体国際化協会（CLAIR）負担金</b> (1) 必要性の検証について 同協会からのあっせんがなければ、有用な外国青年を任用できないかの検証をすることが望まれる。また、必要性判断に際しては、併せて、英語指導助手が有用であるか否かの具体的な効果測定をした上で（例 アンケート調査など）することが望ましい。	措置済	平成24年度は、同協会の斡旋なく、英語指導助手を確保できたため、平成24年度の負担金はなかった。また、今後は英語指導助手をなるべく同協会の斡旋でなく、自助努力で確保していく。	教育総務課
			(2) 会費の見直しについて 同協会に対し、繰越金の内容について照会し、その内容如何では会費の見直しの提言を検討することが望ましい。	措置済	平成24年度は、同協会の斡旋なく、英語指導助手を確保できたため、平成24年度の負担金はなかった。また、今後は英語指導助手をなるべく同協会の斡旋でなく、自助努力で確保していく。	教育総務課
162	200	意見	<b>2. 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会負担金</b> 恣意的な運用とならないように、同協会に対し、金額及び賦課方法の決め方を盛り込んだ規約改正を求めることが望ましい。	措置済	負担金額、賦課方法の決め方を盛り込んだ規約改正を協議会の場で提案した。	学校教育課
163	201	意見	<b>3. 岐阜県公立学校施設整備期成会負担金</b> (1) 詳細な報告の要求について 負担金を支出する以上、施設建設に関するハンドブックの支給のみで足りるとするのではなく、各事業の詳細な報告を要求し、その効果を高めることが望ましい。	措置済	現在、全国的に施設の更新問題が取り沙汰されているが、そうした状況化で、当市も、平成24年度に教育施設の修繕、更新計画を策定予定をしており、その費用の財源を確保するためには、国(文部科学省)の情報は必須であり、ハンドブックだけでなく、国(文部科学省)の情報が確保できるといふことで必要である。	教育総務課
			(2) 負担金額の再考の要請について 繰越金の内容について照会した上で、その内容如何では負担金額の再考を提言することが望ましい。	措置済	この負担金は、県下全市町村が構成員で、本年度の理事会にて分担金の取り扱いが再考され、一律12千円で議決された。	教育総務課
164	201-202	結果	<b>4. 山県・瑞穂・本巣・北方結核対策連絡協議会運営負担金</b> 設置要綱には、負担金の根拠規定がそもそも存在しないため、同協会に対し、負担金根拠規定（恣意的運用防止の観点から、金額及び賦課方法も規定されることが望ましいと考える。）の創設を提言すべきである。	措置済	負担金の根拠規定（要綱）を策定した。	学校教育課
165	202-203	意見	<b>5. 全国都市教育長協議会会費、岐阜地区教育長会等負担金</b> (1) 規約改正について 恣意的な運用の防止の観点からは、金額及び賦課方法についての定めがあることが望ましいため、両会に対し、金額及び賦課方法まで盛り込んだ規約の改正を提言することが望まれる。	措置済	地区教育長会(平成24年5月23日)にて提案した。	教育総務課
			(2) 詳細な報告の要求について 負担金を支出する以上、少なくともその報告を求めることで効果の検証が望まれる。	措置済	会議において、情報の交換、調査研究等を行うことで、他市との連絡を緊密にし、協力して教育行政の進展を図っている。	教育総務課
166	203-204	意見	<b>6. 本巣ブロック中学校体育連盟負担金</b> (1) 必要性の検討について 学校分担金に加えて瑞穂市の助成金も必要であるか、繰越金の内容について照会し、必要性の検証をすることが望ましい。	措置済	負担金の算出根拠を含め、繰越金の内容、規約の改正、詳細な事業報告を本巣ブロック中体連に求めた。	学校教育課
			(2) 規約改正の提言について 瑞穂市は、連盟からの請求どおりに支払っているものと思われるが、恣意的な運用がなされないように、金額及び賦課方法を盛り込んだ規約改正の提言をすることが望まれる。	措置済	負担金の算出根拠を含め、繰越金の内容、規約の改正、詳細な事業報告を本巣ブロック中体連に求めた。	学校教育課
			(3) 詳細な報告の要求について 負担金を支出する以上、詳細な事業報告を要求することが望ましい。	措置済	負担金の算出根拠を含め、繰越金の内容、規約の改正、詳細な事業報告を本巣ブロック中体連に求めた。	学校教育課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
167	204	結果	<b>7. 学校教育研究会負担金</b> (1) 予算科目名称について 予算項目は、瑞穂市教育振興会負担金とあるが、瑞穂市教育振興会なる団体は存在しないため、実質に合わせ、瑞穂市学校教育研究会負担金に訂正すべきである。	措置済	平成24年度予算において訂正した。	教育総務課
			(2) 請求書の内容について 研究会作成の請求根拠が誤りであると考えられ、根拠は瑞穂市学校教育研究会規約第18条によるはずであるので、請求根拠の記載の訂正を求めるべきである。	措置済	平成24年度の請求書について、請求根拠の記載の訂正した。	教育総務課
168	204	意見	<b>7. 学校教育研究会負担金</b> 研究会からは事業報告はなされているが、何をしたのか明らかとならない。負担金を支出する以上、その効果検証のため、具体的に何をしたのか詳細な報告を求めることが望ましい。	措置済	事業報告の内容を、より具体的に報告するよう求めた。	学校教育課
169	205	意見	<b>8. 岐阜県市町村教育委員会連合会負担金</b> 繰越金の内容について照会し、その内容如何によっては会費の見直しの提言を求めることが望まれる。	措置済	繰越金の内容を確認したところ、平成24年度、繰越金のうち50万円を災害時緊急会議等のための基金として積立した。そのため来年度以降は繰越金が半減する見込である。会費の見直しについては、予算案作成の役員会で検討された結果、今回は見直されなかった。	教育総務課
170	206	結果	<b>1. 調理師会負担金</b> 瑞穂市が調理師のために負担金を支出することに公益性はないため、終期を一度設定し、支出の必要性、目的、対象事業等を検討していく必要がある。	措置済	平成24年度より予算化見直しをし負担金を取止めた。	給食センター
171	206-207	結果	<b>2. 岐阜県学校給食センター研究協議会</b> (1) 繰越金について 事業費に対する繰越金の割合は80%以上であり、繰越金が事業規模に比して多いことがうかがえるため、会費について更なる削減を求めるべきである。	措置済	協議会総会において負担金の減額などの提案を行う。	給食センター
			(2) 夏期研修会について 夏期研修会については日帰りの研修とすることを協議会に提案し、夏期研修会費の削減を求めるべきである。	措置済	日帰り研修を提案する。	給食センター
			(3) 夏期研修会の参加人数について 再度人選については検討を行い、後日報告会において、すべてを伝えれば、最小で最大限の効果を生むと思われる。	措置済	現在4人参加している人数を2人に減らす。	給食センター
172	207	結果	<b>1. 安全運転管理部会負担金</b> 瑞穂市全体で総務課を含めて3事業所加入しているが、部会の情報等は1カ所加入すれば入手できるため、瑞穂市として加入する事業所を決定し、他の事業所は退会すべきである。	措置済	平成24年度より総務課のみ負担金を支出し、瑞穂市役所南庁舎、ほづみ幼稚園の負担金は支出を取りやめた。	各担当課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
173	208	結果	<b>2. 本巣ブロック中学校体育連盟負担金</b> (1) 経費について 対象経費には旅費や飲食代が多いため、経費の内容を詳細に検討し、より効果的な目的に負担金を使用されるように提案すべきである。	措置済	旅費や飲食は、日当の中身としているとの返答を得ているが、より連盟の目的に沿った負担金の使用を提案した。	学校教育課
			(2) 実施報告について 報告書等を取り寄せ、負担金がどのようなことに使用されているのかを把握し、しっかりと効果測定を行う必要がある。	措置済	地区、県の事業報告、決算報告の提出を求めた。	学校教育課
			(3) 繰越金について 繰越金については、公の施設が借りられないときのための予備費があるため多くなっているという説明を受けたが、分担金の減額等を提案すべきである。	措置済	繰越金が出ないような会場設定となるよう提案した。	学校教育課
174	208	結果	<b>3. 岐阜県幼稚園教育研究協議会総会参加費</b> 1人500円の参加費には飲み物代が含まれている。飲食代は個人が負担すべきものであると考えられるため、個人が負担すべきものは個人に負担させるべきである。	措置済	飲食代については、個人負担となるよう提案した。	学校教育課
175	215	共通結果	<b>4. 県教育研究会費・瑞穂市学校教育研究会運営費、養護教諭部会負担金、学校職員会負担金、特別支援学級設置校校長会費、岐阜地区特別支援教育研究会負担金、園長会負担金、岐阜県公立幼稚園長会事務局費、岐阜地区公立幼稚園長会負担金、東海北陸国立幼稚園教育研究協会負担金、幼稚園教育研究会負担金、岐阜地区公立幼稚園教育研究会負担金、県幼児放送教育研究会負担金、県学校保健会会費</b>  同一団体への負担金の支払は担当課を超えて統一する必要がある。また、同一団体に支払った負担金やそれら団体から関連団体に支払われた負担金の流れを図表化することによって、同一団体や関連団体に総額どれだけの負担金が支払われ、どのような目的に負担金が支払われているのかを把握し、しっかりと効果測定をする必要がある。	措置済	同一団体への負担金は、学校教育課に統一する。また、負担金の流れを明確にするよう、事務局に依頼した。また、次年度以降的意味づけが弱いものについては、負担金を取りやめる方向で校長会に打診した。	学校教育課
176	216	意見	<b>1. 病児・病後児保育広域利用負担金</b> 今後、病児・病後児の増加によって受け入れを行わない市町村が増加する可能性が否定できないことから、瑞穂市における病児・病後児保育施設の設置について、費用対効果を考慮しながら検討することが望まれる。	措置済	病児・病後児保育施設の利用者は、1日当たり1人に満たない状況である。専用施設を設置すれば、継続的に人件費等の運営費用が発生する。現在の利用状況では、市が多大な費用負担を強いられることになる。従って、現在の広域利用負担金方式の方が費用対効果が高いのは明らかと言える。 また、現在では近隣3市町の6施設が利用できる。今後も広域利用を活用し、利用施設を増やして事業の充実を図って行くこととする。	幼児支援課

整理番号	報告書ページ	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
177	217	結果	<b>2. 岐阜県社会福祉協議会負担金</b> (1) 決算報告書について 瑞穂市がどういった目的で負担金を支払うのか、そして負担金が何に使用されたかを毎期判断すべきである。	措置済	毎期の負担金の支払時期に前期分の決算書を取得することで、支払目的及び使用用途を毎期判断していく。	幼児支援課
			(2) 費用対効果について 金額に比して有効活用されていると言い難いことから、退会も踏まえ、この負担金のあり方を検討すべきである。	措置済	決算書を徴取し財務分析をした結果、会費負担金は全額保育士研修事業に充当されていることが判明した。当該研修には瑞穂市の保育士も多数参加しており、費用対効果があるものと思料されることから、所属については継続することとした。今後も資金使途に注視しながら、会の所属を毎期判断して行くこととする。	幼児支援課
178	218	共通意見	<b>1. 岐阜県公民館連合会郡市負担金、岐阜県社会教育委員連絡協議会郡市負担金</b>  事業の内容が重複する団体が見受けられ、ある研究大会を開催した際、両団体の共催で催すことが見受けられるため、加入の必要性について費用対効果を考慮しながら検討することが望まれる。	不(未)措置	公民館は、社会教育活動推進の拠点としての役割が大きく、その中での事業推進や団体支援について連携するのが公民館連合会である。社会教育委員連絡協議会は、公民館も含めたさらに広義にわたる社会教育活動の推進を図る組織であり、社会教育という点では共通するところはあるものの、国、県の組織に準じて別組織として活動している。よって加入を継続する。加入によって得られる情報等を社会教育委員の会等の中で広め、社会教育施策推進に活用することで費用対効果を高めている。	生涯学習課
179	218-219	結果	<b>2. 円空連合負担金</b> 瑞穂市は一度、今後どのようにこの負担金を活用していく方針であるのか、また、当該団体から脱退することによる市民への影響はどういったものなのかについて検討すべきである。その上で、当該団体への加入の是非について判断すべきである。	措置済	平成24年9月に脱会願いを提出した。	生涯学習課
180	219	結果	<b>3. 岐阜県体育施設協会</b> 当該団体から受けているサービスを受けないことによる瑞穂市民への影響について考慮しつつ、当該団体への加入の必要性について検討すべきである。	改善進行中	脱会に向け検討する。	生涯学習課
181	227	意見	<b>もとす広域連合関係</b> 今後は、議員、市長から担当課に対し、もとす広域連合の状況について定期的に情報を提供するとともに、担当課も市民目線で意見することで、三者が協力し合ってもとす広域連合の業務の適正化に関わっていき、もって負担金の妥当性を確保する必要がある。	措置済	瑞穂市分の負担金の妥当性については、市長や当市の広域連合議員を通じて、意見や改善要望を伝えた。また情報共有の徹底を、もとす広域連合総務課も交え協議を行い、今後は関係担当課長との連絡会議を開催することを要望し、相互理解のもとに負担金のよりよい適正化に努めていくこととした。	各担当課